

令和6年那覇市戦没者追悼式（第29回なぐやけの碑慰霊祭）  
会場設営等業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に、令和6年那覇市戦没者追悼式（第29回なぐやけの碑慰霊祭）会場設営等業務委託契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

（戦没者追悼式の目的）

第1条 甲は、戦没者の慰霊と恒久平和を発信することを目的として令和6年那覇市戦没者追悼式（第29回なぐやけの碑慰霊祭）（以下「戦没者追悼式」という。）を実施する。

（委託業務内容）

第2条 甲が、戦没者追悼式の実施にあたり、乙に委託する業務（以下「業務」という。）内容は、「令和6年那覇市戦没者追悼式（第29回なぐやけの碑慰霊祭）会場設営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

2 乙は、前項の業務について、甲と調整のうえ実施する。

（契約履行の場所等）

第3条 戦没者追悼式は、旭ヶ丘公園（通称「波の上ビーチ広場」、場所「那覇市若狭1-24」）で、令和6年10月5日（土）11時50分から13時に実施する。

（履行の期間）

第4条 本件業務に関わる履行期間は、契約締結の日から令和6年11月29日までとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、金\_\_\_\_\_円とする。

うち取引に係る消費税額及び地方消費税相当額 金\_\_\_\_\_円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税相当額」とは、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第6条 那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定に基づき、契約保証金の全部を免除する。

（業務完了報告書の提出）

第7条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書及び仕様書に定

める提出書類を提出しなければならない。

- 2 乙は、第12条第2項の通知を受けたときは、遅滞なく甲に対して契約から当該通知を受けた日までに処理した業務について、業務完了報告書及び仕様書に定める提出書類を提出しなければならない。

#### (検査)

第8条 乙は、本件業務が完了したときは、その旨甲に対し通知し、検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに補正を実施しなければならない。

#### (代金の支払)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対し委託料を請求することができる。

- 2 甲は、乙の適正な請求を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

#### (善管注意義務及び秘密の保持)

第10条 乙は業務の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を遂行しなければならない。

- 2 乙は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約期間を終了したあとも同様とする。

#### (再委託の制限)

第11条 乙は、この業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。

#### (戦没者追悼式の延期または中止)

第12条 甲は、台風による荒天候など、参加者に危険が生じる恐れがあると判断したときは、戦没者追悼式を延期または中止することができる。

- 2 甲は、前項の延期または中止を判断したときは、速やかに乙へ通知するものとする。

#### (契約の解除等)

第13条 甲は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何ら催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があった場合。
- (2) 支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生法手続

開始、会社更生法手続開始、特別清算開始の申立があった場合。

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合。

(5) 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係わる物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員に不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき

(6) その他、前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。

2 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（損害賠償等）

第14条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。なお、損害賠償額については、甲乙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約の条項に疑義を生じた場合は、那覇市契約規則（1971年那覇市規則第13号）によるもののほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自がその1通を所持する。

令和6年\_\_月\_\_日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

乙